

ねこの手だより

2020

1月号

No. 213



新春を迎え、皆様方におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。昨年は、一年を通して大変お世話になりました。本年も、農作業支援につきまして変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

お願い

1 今年も「所得税確定申告及び市・県民税の申告」の時期が近付いてきました。令和元年分所得税の確定申告書提出及び納付の期間は、令和2年2月17日（月）から同年3月16日（月）まで（ただし、所得税の還付申告は令和2年1月6日（月）から可能です）、市・県民税の申告期限は令和2年3月16日（月）までです。2019年1月～12月給与の「源泉徴収票」を同封しましたので、確定申告の際には「給与所得」として下さい。

なお、月々の給与支払の際に、源泉所得税が徴収されている方につきましては確定申告により、それまでに納めた源泉所得税が還付される場合があります。

2 先月号で「令和元年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を同封しました。今月、作業報酬の支払いを受ける方は、至急提出して下さい。

なお、それ以外の方も、なるべく早く提出をお願いいたします。

（*他の会社等にこの申告書をすでに提出している方は、農業公社への提出は必要ありません。）

*農業公社への御意見・御質問等ありましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

事務局	一般社団法人 塩尻市農業公社 ねこの手クラブ	0263-87-1744 E-mail: mt60074@city.shiojiri.lg.jp http://www.shiojiri-agri.jp	FAX 0263-52-0340
-----	------------------------------	--	------------------